平成 20 年１月 19 日から
戸籍事務がコンピュータ化しました

平成６年の戸籍法の一部改正により、全国的に戸籍のコンピュータ化（電算化）が進められており、宮城県内においても事務処理が実施されてきております。

町でも、平成 20 年１月１９日から、コンピュータ化により住民票と同じように町民環境課窓口、槻木事務所のいずれでも短時間で証明書が発行されるとともに、証明書も見やすく、わかりやすいものへと変わりました。

コンピュータ化の対象者は柴田町に本籍がある人です

戸籍がコンピュータ化されるのは、本籍が柴田町にある方です。住民登録が柴田町にあっても本籍地が他の市区町村にある方は対象になりません。

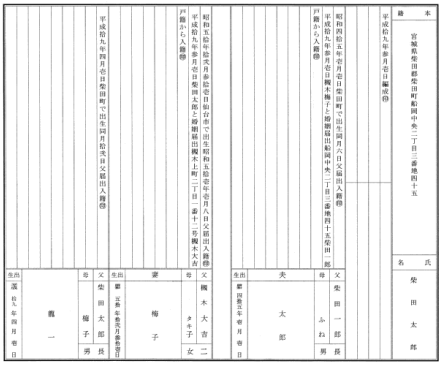

▲いままでの戸籍の例（戸籍謄本）

戸籍証明が左のように変わりました

◂ コンピュータ化された戸籍の例（全部事項証明）

戸籍の証明書が変わりました

今までの戸籍は「縦書き」で独特の難解な文章で記載されていましたが、現在は横書きとなり、「出生」「婚姻」などの項目ごとに箇条書きで記載されるようになりました。数字も算用数字となり、大変読みやすくなりました。

名称も「戸籍謄本」が「全部事項証明書」に、「戸籍抄本」が「個人事項証明書」に変わりました。

これまでの紙戸籍は、「平成改製原戸籍」という名称でコンピュータ化前の記載内容で画像処理し、コンピュータに保存管理されました。

窓口での戸籍の発行がスピーディになりました

これまで「出生」や「婚姻」などの届出を本籍地の柴田町にした場合、変更後の戸籍を受取るまでに事務処理上１週間程度要していましたが、早ければ届出日の翌々日に証明書を受取ることが可能になりました。

また、戸籍だけでなく、戸籍の附票や除籍、改製原戸籍も同一システムで管理され、さらには、本庁・槻木事務所間もオンラインで結合されることから、正確で速やかな事務処理が出来るようになりました。

戸籍証明書の新旧比較表

項目	現　在（旧）	コンピュータ化後（新）
名称	戸籍謄本（全員のもの）	戸籍全部事項証明書
	戸籍抄本（個人のもの）	戸籍個人事項証明書
様式	B4 判横長（謄本）	A4 判縦長
	B5 判縦長（抄本）	
書式	文章体　縦書き	項目別　横書き
用紙	再生紙	改ざん防止用紙（地紋紙）
公印	朱肉印	黒色の電子公印

コンピュータ化後も証明手数料は変わりません

戸籍の証明手数料は政令により全国的に統一されていますので、手数料は変わりません。

戸籍の手数料は、１通４５０円です。除籍・改製原戸籍の手数料は１通７５０円です。

「氏名」の文字は正字で記載されます

コンピュータ化後の戸籍の文字は、常用漢字や人名用漢字、そのほか一般に通用している文字（正字）で記載されます。そのため現在書きぐせなどで辞書に載っていない文字を使用している場合は、それらの文字を辞書にある文字に直して記載します。

なお、これは戸籍の表記、字体の変更だけであって、氏や名を変更するものではありません。

邉藤藏重靜廣幸
→→→→→→
邉藤藏重靜廣幸

※字体が変更になる例